

# 山梨県公報

号外第三十二号

令和元年

十月三十一日

木曜日

## 目次

○山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一  
○山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第十八号

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県児童福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 「2 児童福祉法第34条の20第1項第1号に該当  
第五号様式の二中 3 児童福祉法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当しな  
当 3 児童福祉法施行規則第1条の35に規定する要件に該当しな  
くなくなった」  
に改める。

第十号様式の五中 「5 事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地」 「5 指  
6 事業開始の予定年月日」 「6 事業」

「4 運営規程」  
「5 指導員及び補助員又は養育者及び補助者の精神の機能の障害の有無  
業の用に供する施設の名称、種類及び所在地」

業開始の予定年月日

「4 運営規程」

「5 指導員及び補助員又は養育者及び補助者について精神の機能の障害があると

申出た場合は、それぞれの者の当該障害に係る医師の診断書」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第十九号

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定  
める。

令和元年十月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年山梨県規則第十九号)

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(第一号において「保証人」と総称する。)」を削り、同項第一号  
中「保証人になろうとする日の一年前から引き続き県内」を「国内」に改める。

第三条第四項の表修学資金の項中「又は合格証明書」を「若しくは合格証明書又は入  
学願書を提出したことを明らかにした書類」に改め、同表就学支度資金の項中「又は入  
学証明書」を「若しくは在学証明書又は入学願書を提出したことを明らかにした書類」  
に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定により入学願書を提出したことを明らかにした書類を提出した者は、知  
事が指定する期限までに、当該入学願書に係る学校の長の合格証明書又は在学証明書  
を知事に提出しなければならない。

第二十条の次に次の一条を加える。

(添付書類の省略)

第二十一条 知事は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関  
する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第七号及び第二十二条第一項の規  
定により情報提供ネットワークシステムを経由して情報の提供を受けることにより、  
この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を確  
認することができるときは、当該書類を省略させることができる。  
附則に次の四項を加える。

(母子臨時児童扶養等資金の貸付け等に係る手続)

4 次項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により知事に提出する申請書には、同項各号に規定するもののほか、児童扶養手当証書の写しを添えて提出しなければならない。

5 第二条、第三条第一項、第五条から第七条まで、第九条の二第一項及び第十三条から第十六条までの規定は、母子臨時児童扶養等資金の貸付け又は償還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	令第八条第四項の保証人及び令第九条第一項	令附則第七条第五項
第三条第一項	法第十三条第一項	令附則第七条第一項
第五条	前二条 貸付申請書	附則第五項において読み替えて準用する第三条第一項、第九条の二第一項又は第十四条 申請書
第六条	前条	附則第五項において読み替えて準用する第五条
第七条	氏名（母子・父子福祉団体にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所（母子・父子福祉団体にあつては、主たる事務所所在地）	氏名又は住所
第九条の二第一項	令第八条第五項	令附則第七条第六項
第十三条	令第十六条（令第三十一条の七又は第三十八条において準用する場合を含む。）	令附則第七条第九項において読み替えて準用する令第十六条（第一号及び第二号に係る

第十四条	令第十九条第一項（令第三十一条の七又は第三十八条において準用する場合を含む。）	令附則第七条第七項又は令附則第七条第九項において読み替えて準用する令第十九条第一項
第十五条	法第十五条第一項（法第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項において準用する場合を含む。）	法第十五条第一項

6 (父子臨時児童扶養資金の貸付け等に係る手続)  
次項において読み替えて準用する第三条第二項の規定により知事に提出する申請書には、同項各号に規定するもののほか、児童扶養手当証書の写しを添えて提出しなければならない。

7 第二条、第三条第二項、第五条から第七条まで、第九条の二第一項、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、父子臨時児童扶養資金の貸付け又は償還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	令第八条第四項の保証人及び令第九条第一項	令附則第八条第二項において準用する令附則第七条第五項
第三条第二項	法第三十一条の六第一項	令附則第八条第一項
第五条	前二条	附則第七項において読み替えて準用する第三条第二項、第九条の二第一項及び第十四条
第六条	貸付申請書 前条	申請書 附則第七項において読み替えて準用する第五条

第七條	氏名（母子・父子福祉団体にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所（母子・父子福祉団体にあつては、主たる事務所の所在地）	氏名又は住所
第九條の二第一項	令第八條第五項	令附則第八條第二項において準用する令附則第七條第六項
第十三條	令第十六條（令第三十一條の七又は第三十八條において準用する場合を含む。）	令附則第八條第三項において読み替えて準用する令第十六條（第一号及び第二号に係る部分に限る。）
第十四條	令第十九條第一項（令第三十一條の七又は第三十八條において準用する場合を含む。）	令附則第八條第二項において準用する令附則第七條第七項又は令附則第八條第三項において読み替えて準用する令第十九條第一項

**附 則**

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番